書面による計算報告

免責許可決定

特別清算開始

令和８年（ヒ）第１０１号
北海道上川郡東川町天人峡
清算株式会社　株式会社見河管財
代表清算人　廣　田　善　康
１　決定年月日　令和８年４月２４日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
旭川地方裁判所民事部

特別清算終結

令和7年（ヒ）第1004号
千葉県市原市五井中央西３丁目８番地13
清算株式会社　久松フーズ株式会社
１　決定年月日　令和8年4月27日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
千葉地方裁判所民事第４部

令和7年（ヒ）第3030号
大阪市淀川区西中島四丁目２番８号
清算株式会社　グローバルスタイル株式会社
１　決定年月日　令和8年4月28日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第２００１号
東京都千代田区丸の内３丁目４番１号新国際ビル４階４１５Ａ
清算株式会社　鶚株式会社
代表清算人　宮原　一東
１　決定年月日　令和8年4月23日
２　主文　次の協定を認可する。
協　定
１別紙協定債権額一覧表記載の協定債権者は清算株式会社に対し、協定債権について、本協定認可決定確定時にその債務の全額を免除する。
２前項の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する（なお、弁済は協定債権者の指定する口座に振込送金する方法によって行うものとし、振込費用については清算株式会社の負担とする。）。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以　上
（別紙省略）
東京地方裁判所民事第２０部

令和８年（ヒ）第５号
岡山県備前市日生町日生６３９番地の３４
清算株式会社　株式会社ＫＩＳ
代表清算人　春本　新二
１　決定年月日　令和８年４月２８日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、別紙債権者（議決権額）一覧表の協定債権者に対し、別紙債権者（議決権額）一覧表の金額欄に記載された債務及びこれに対する利息・損害金の支払義務があることを認める。
２　各協定債権者は、清算株式会社に対する協定債権及びこれに対する利息・損害金を全て免除する。
３　前項の債務免除後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
岡山地方裁判所第３民事部

包括的禁止命令

再生債権の特別調査期間